

岡山県民間社会福祉従事者 共済制度の改正について

1. 共済制度改正の背景・主旨

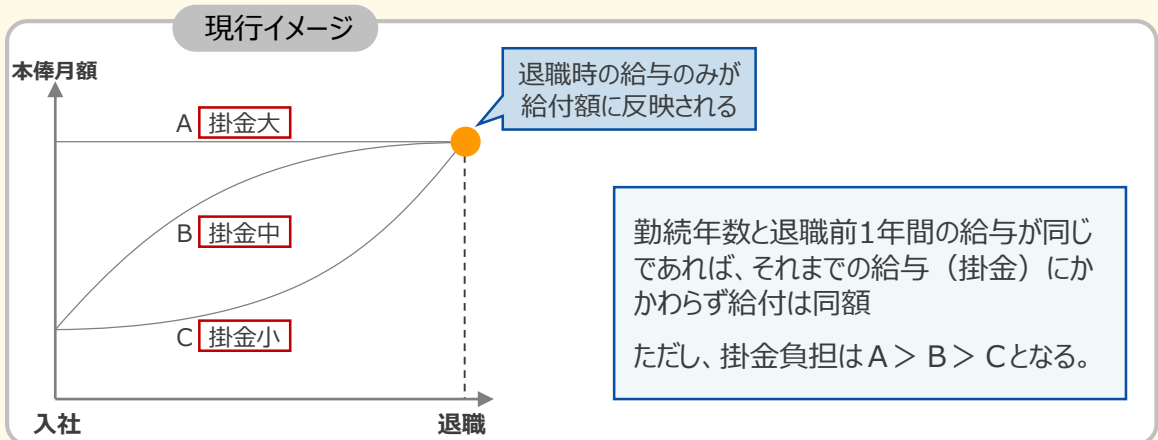
岡山県社会福祉協議会が運営する「岡山県民間社会福祉従事者共済制度」について、令和5年4月より制度の改正を実施することとなりました。

■ 制度改正に至った背景

現在は、給付額の計算において退職前1年間の平均本俸月額を使用しており、退職より1年以上前の本俸月額については給付額に反映されていません。

一方、掛金額は年度の本俸月額（基本4月1日現在）により決定しているため、掛金には毎年の本俸月額が反映されています。

このミスマッチにより、退職直前の本俸月額によっては、給付額が退職までに拠出した掛金の合計額を下回る逆転現象が生じ得ることとなり、このような状況を解消するため、制度改正を実施することといたしました。



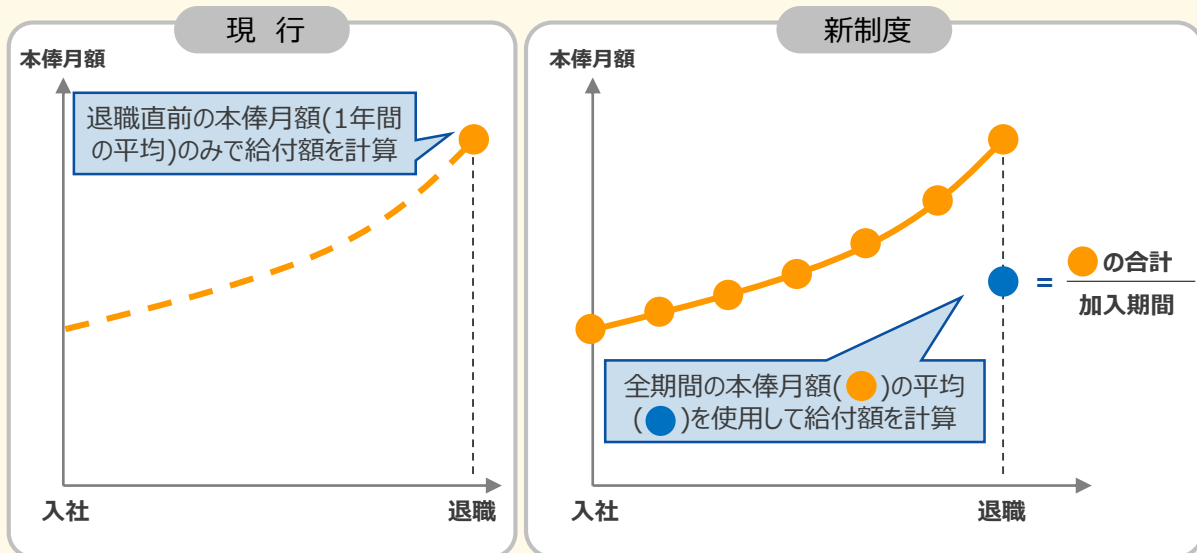
■ 制度改正の主旨

今回の制度改正では、加入中の全期間の本俸月額が反映されるよう、退職前1年間の平均本俸月額から、全期間の平均本俸月額を基準に給付額を計算する仕組みに変更します。（併せて加入期間別支給率についても見直します。）

上記の改正により、加入直後より加入者本人が負担した掛金の合計額を上回る給付が約束され、加入から4年を経過すると、事業主が負担した掛金を含む掛金の総額を上回る給付が確定することとなります。

加入から4年を経過した以降の給付額は、掛金に概ね年利1.5%で付利した元利合計相当額程度となるよう設計されています。

2. 制度改正のイメージ図



3. 制度改正の概要

■ 算定方法の変更

給付額の基準を、退職前1年間の平均本俸月額から、全期間の平均本俸月額に変更し、併せて加入期間別支給率も見直します。

【現行】退職前1年間の平均本俸月額 × 加入期間別支給率

【新】全期間の平均本俸月額 × 加入期間別支給率※

※ 加入期間別支給率も見直します

この変更により、加入年数別のモデル給付額は次のとおりとなります。

加入年数	第1給付金		第2給付金	
	現行	変更後	現行	変更後
10年	114万円	123万円	42万円	41万円
20年	249万円	294万円	91万円	98万円
30年	539万円	529万円	196万円	176万円

注 上記金額は、次の給与モデルを前提に計算しています。

初任給 168,490円、10年目 196,280円、20年目 241,826円、30年目 304,936円

■ 経過措置の設定 ⇒ 詳細は次頁「4」参照

制度変更時点で退職したと仮定して計算される現行制度の給付額を既得権として管理し、実際の退職時に新制度で計算される給付額がこれを下回る場合に救済する経過措置を別途設けます。

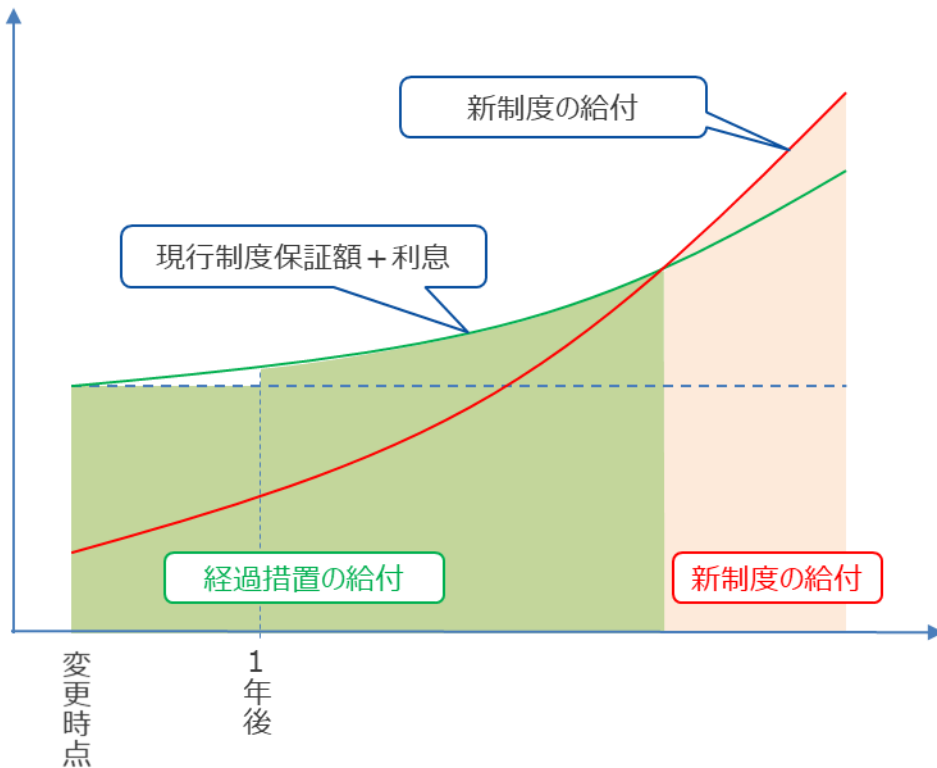
4. 新制度への移行・経過措置について

制度変更（令和5年4月1日）以降は新制度にて給付額が計算されます。

ただし、新制度の給付額が現行制度を下回る方については、制度変更日時点の現行制度の給付額（現行制度保証額）を保証します。

現行制度保証額については、新制度実施の1年後から年1.5%の利息を付利した金額で計算し、退職時に新制度の給付額と比較し、どちらか高い方で支給します。

イメージ図



【事務局】

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

地域福祉部・経営支援班（福利厚生事業）

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ3F

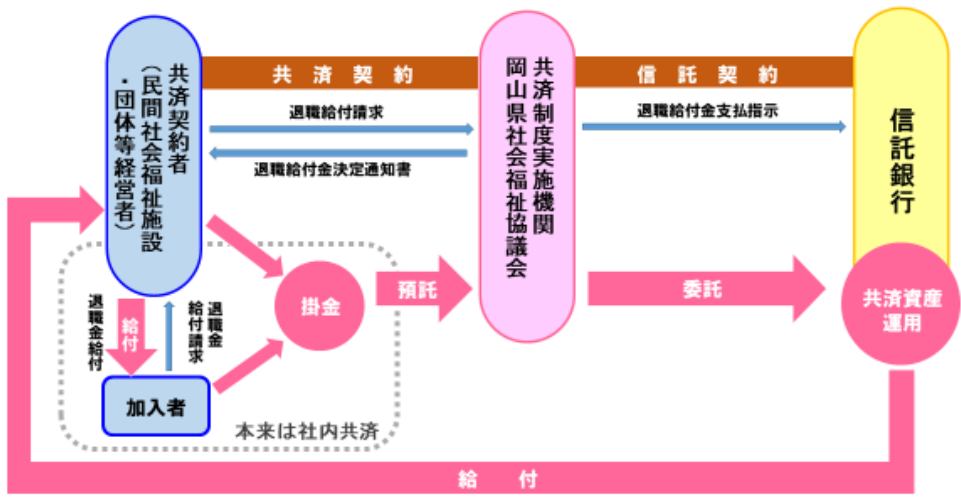
TEL：086-226-2827 FAX：086-225-6602

E-Mail：keiei@fukushiokayama.or.jp

(参考資料) 現行の共済制度について

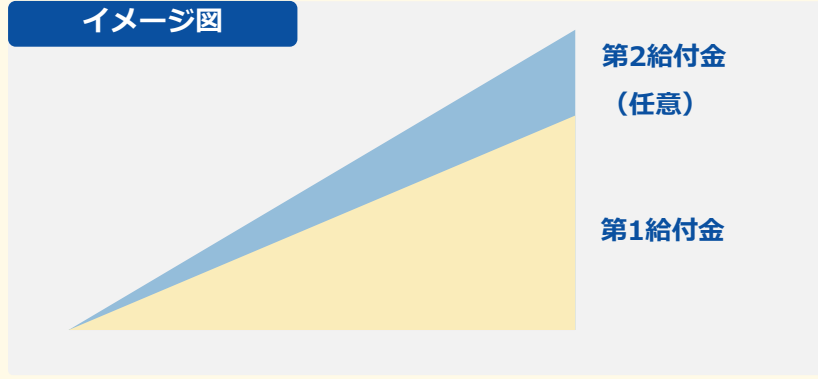
岡山県内の民間社会福祉事業に従事する職員の方を対象に、福利増進の一助として実施している県独自の退職共済制度です。将来発生する退職金の支給に必要な額を、在職中にあらかじめ積み立てておく積立方法を採用しており、加入期間1ヶ月から退職金を受け取ることができます。

共済制度のしくみ



退職給付金について

イメージ図



①第1給付金

種 別	支 給 要 件	掛 金(月額)
退職一時金	加入者の退職	本 俸 月 額 (上限55万円) に 対 し 契約者:27／1000 加入者:27／1000
遺族一時金	加入者の死亡	
【支給額】	退職時前1年平均本俸月額 × 加入期間別乗率	

②第2給付金

種 別	支 給 要 件	掛 金(月額)
退職一時金	加入者の退職	本 俸 月 額 (上限55万円) に 対 し 契約者:18/1000 (加入者負担なし)
遺族一時金	加入者の死亡	
【支給額】	退職時前1年平均本俸月額 × 加入期間別乗率	